

分野別計画 第1章

自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり

施策 1-1 環境保全対策の推進

施策 1-2 循環型社会の形成

施策 1-3 環境衛生の推進

施策 1-4 消防・救急体制の充実

施策 1-5 防災対策の充実

施策 1-6 治山・治水対策の充実

施策 1-7 交通安全・防犯対策の推進

施策 1-8 消費生活対策の充実

リーディング事業【1～8】

自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり

施策

1-1 環境保全対策の推進

現状と課題

本市の環境は、公害関係法令に基づく各種規制や公害発生源に対する監視の強化、事業者の自助努力により、産業型公害の分野では大幅に改善されています。一方で、より快適な生活環境を求めるライフスタイルに起因した都市生活型公害が問題となっています。

このような中、高齢化の影響で地域住民による水路清掃等の回数が減少し、河川環境の維持・保全が阻害されるような事例も発生しています。また、近年の経済状況は、持ち直しの兆しが見られ、今後企業の進出や新たな設備投資が見込まれることから、事業者が自ら公害防止対策に取り組む環境づくりを進めるとともに、監視体制の充実を図っていく必要があります。

利便性や快適性を求め続けてきた現在の生活は、自然の再生能力や浄化能力を超えるまでに環境への負荷を増大させています。特に、地球温暖化問題においては、その主因とされている二酸化炭素の排出量が、家庭部門と商業施設・オフィスなど業務部門で増加しています。

より身近な生活の問題として環境保全の意識を市民に喚起するとともに、「防府市環境保全条例」に基づく「防府市環境基本計画」を通じて、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に展開していくことが必要となっています。

施策の基本方針

環境状況の監視・測定及び公害発生源の調査等を継続して実施するとともに、複雑化、多様化する地域環境の問題の解決を図るため、環境を管理していく機能の強化に努めます。

地球温暖化対策においては、身近な生活から継続して取組が行われるよう、実践活動をともなう啓発事業や太陽光発電などの新エネルギーの普及、省エネルギー型製品の導入などを促進します。また、自然との共生のため、自然環境の保全や再生を図るなど生物多様性の確保に配慮した自然保護対策を推進します。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「豊かで美しい自然が身近にある」と思う市民の割合	70%	80%	80%↑☆

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
水質に関する環境基準達成状況 (測定項目：BOD、COD、全窒素、全りん)	12/14 項目・地点	12/14 項目・地点	14/14 項目・地点
CO ₂ 削減運動取組事業所数(年間)	82事業所	64事業所	160事業所

☆↑のついた目標値については、P136参照。

※産業型公害 環境基本法第2条第3項に規定される公害のうち、事業活動にともなって発生する公害。

※都市生活型公害 産業型公害に対し、都市化の進展や生活様式の変化などにともなって発生する公害。

※地球温暖化 人間の活動の拡大により、熱を蓄積する性質をもつ二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、一酸化窒素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

※防府市環境保全条例 環境の保全について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた条例。

※生物多様性 地球上に多種多様な生きものが存在し、それらが関わり合いながら生息のバランスを保っている状態のこと。

※BOD Biochemical Oxygen Demandの略。生物化学的酸素要求量のこと。水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量をいい、値が大きいほど水質汚濁は著しい。

※COD Chemical Oxygen Demandの略。化学的酸素要求量のこと。水中の汚物を化学的に酸化し、安定させるのに必要な酸素の量をいい、値が大きいほど水質汚濁は著しい。

● 施策の展開

① 環境保全対策の充実

② 地球温暖化対策の推進

③ 自然保護対策の推進

【施策の展開】

① 環境保全対策の充実

環境の監視・測定及び公害発生源の調査等を継続して実施するとともに、公害苦情等への迅速かつ適切な対応に努めます。また、市民、事業者、行政が環境問題を自らの問題として捉え、それぞれの役割の中で行動できるよう、環境への負荷軽減に向けて取組を明確にするとともに環境意識の向上を図ります。

<主な取組> ◆環境保全に関する施策の状況等の公表 ◆監視指導体制の充実による公害防止対策
◆環境学習、環境教育の推進

② 地球温暖化対策の推進

地球温暖化問題の主因とされている二酸化炭素の排出量を削減するため、排出量が著しく増加している部門での削減努力が継続的に行われるよう、実践活動をとまなう啓発事業を展開します。また、二酸化炭素排出の削減に寄与する省エネルギー化を推進するため、太陽光発電システム、省エネルギー型製品の導入などを促進します。

<主な取組> ◆地球温暖化対策に関する啓発 ◆新エネルギー・省エネルギーの導入促進

③ 自然保護対策の推進

緑豊かな森林の保全と育成を行うため、ボランティアによる活動等を通じて森林整備の重要性を啓発するとともに、市有林の管理や森林公園の整備を進めます。また、潤いと安らぎのある河川環境を創出するため、緑化や親水性に配慮した河川整備に努めます。河川の良い環境を維持するため、市民の協力を得て汚泥浚渫や雑草除去などを行い、水質の保全に努めます。

<主な取組> ◆森林整備の推進 ◆河川環境の整備促進 ◆水質保全の推進

関連計画

・防府市環境基本計画（H24年度～H33年度）〔生活安全課〕

自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり

施策

1-2 循環型社会の形成

現状と課題

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムへの反省から、国においては、あるべき循環型社会の姿を明確に提示した「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、各種リサイクル関連法の整備を進め、環境負荷を低減した「持続可能な社会」の実現を目指しています。

本市では、この「循環型社会形成推進基本法」の趣旨に基づき、平成25年3月に「防府市ごみ処理基本計画」を改訂し、将来世代に確かな未来を引き継いでいくことができる循環型社会の実現を目指して、ごみ減量化やリサイクルの推進、ごみの適正処理の取組を総合的かつ効率的に推進しています。

このような中、最新の知見と技術を取り入れた新ごみ処理施設を本市初となるPFI手法により整備し、平成26年4月から供用開始しました。新ごみ処理施設では、生ごみ等から生成するバイオガスを活用した高効率ごみ発電や、焼却灰の全量セメント原料化、不燃ごみからの高度な金属類の回収を行うとともに、平成25年4月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」に基づき、新たに小型家電の回収を開始するなど、環境にやさしいごみ処理を推進しています。

また、新ごみ処理施設の稼働に併せて「容器包装リサイクル法」の対象品目の完全実施を含む新たな分別収集を市内一斉に開始したことにより、資源ごみを除く家庭系ごみの排出量は、平成25年度実績と比較して約16%減少した一方で、資源ごみの回収量は約1.7倍に増加するなど、ごみの減量化とリサイクルの向上が図られています。加えて、排出されるごみの約4割を占め、増加傾向にあった事業系ごみについても、搬入基準の明確化や適正処理に関する周知活動を積極的に展開したことにより、可燃ごみ搬入量が平成25年度実績と比較して約3割削減されるなど、大幅に減少しています。

しかしながら、可燃ごみの中には依然として紙類等の資源ごみが多く混入しており、資源ごみにも分別が不十分なものや汚れたものがあるなど、新分別区分への理解が十分に図られているとは言えません。循環型社会の形成に向けて、環境負荷を低減し、さらなるごみの減量化や資源の有効利用を進めるためには、市民・事業者・市が連携した「ごみの3R(発生抑制・再利用・再生利用)」の実践活動を展開し、その活動の輪を広げていく必要があります。

施策の基本方針

3Rに対する市民や事業者の理解を深めるため、継続的な周知・啓発を進め、ごみ減量化とリサイクルの推進に努めます。

ごみ処理の各段階における適正処理を推進するため、最適なごみ処理体制を構築していくとともに、新ごみ処理施設の運営にあたっては、施設の特徴を最大限生かしながら、環境負荷が低減された環境にやさしいごみ処理を推進します。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「ごみの減量やリサイクル活動、分別収集などが適正に行われている」と思う市民の割合	73%	85%	80%↑*

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
一人あたりのごみ(可燃ごみ、不燃ごみ)排出量(年間)	400kg	311kg	300kg以下
ごみリサイクル率	10%	25.8%	30.8%

☆↑のついた目標値については、P136参照。

※循環型社会 3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正な処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

※PFI Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。その手法の中で、新ごみ処理施設は、市が資金調達して、設計・施工・運営を一括して民間に委託するDBO方式(Design Build Operate)で実施している。

※容器包装リサイクル法 正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」という。容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずることにより、一般廃棄物の減量、再生資源の利用を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図るための法律。

※家庭系ごみ 家庭生活から生じた廃棄物。

※事業系ごみ 店舗、会社、工場、事務所などから排出される事業活動にともなう生じた廃棄物。一般廃棄物と産業廃棄物に大別される。

● 施策の展開

① 3R(発生抑制・再使用・再生利用)の推進

② 環境負荷の低減に配慮した適正処理の推進

【施策の展開】

① 3R(発生抑制・再使用・再生利用)の推進

生ごみの水切りの徹底やリターナブルびんの利用促進、粗大ごみの再生事業の実施等、ごみそのものを減らす取組を促進します。事業系ごみについては、多量排出事業者へのごみの減量指導に取り組みます。

また、「ごみではなく資源である」という観点から、新分別区分の一層の周知を図るとともに、自治会等の不燃ごみ・資源ごみの自主搬入を支援するなど、地域や廃棄物減量等推進員と連携し、再生利用を推進します。さらに、スーパー等の民間事業者における店頭回収の促進を図り、市民の資源排出の選択肢を増やす取組を推進します。

＜主な取組＞◆リデュース(発生抑制)の推進 ◆リユース(再使用)の推進 ◆リサイクル(再生利用)の推進

② 環境負荷の低減に配慮した適正処理の推進

ごみの収集運搬から最終処分までの一連のごみ処理において、安定したごみ処理体制を構築していくため、適正排出指導の充実や排出環境の適正化を推進します。

また、新ごみ処理施設の運営事業者と連携し、施設能力を最大限活用したごみ処理を行い、処理過程での資源化やエネルギーの効率的回収を実施するなど、環境負荷の低減に配慮した施設運営に努めます。

＜主な取組＞◆適正なごみ処理体制の構築 ◆処理過程における資源化・エネルギー回収の推進
◆安定的かつ効率的なごみ処理施設の運営

関連計画

- ・防府市ごみ処理基本計画(H25年度～H33年度)〔クリーンセンター〕
- ・防府市分別収集計画(H26年度～H30年度)〔クリーンセンター〕



新ごみ処理施設

※3R(発生抑制・再使用・再生利用) 発生抑制(Reduce:リデュース)は、廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース、リサイクルに優先されるべき取組をいう。再使用(Reuse:リユース)は、いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することで、製品リユース、リターナブル、部品リユースなどがある。再生利用(Recycle:リサイクル)は、原材料として再利用するマテリアル・リサイクルと焼却して熱エネルギーとして活用するサーマル・リサイクルがある。

※廃棄物減量等推進員 市から委嘱を受け、各自治会の資源ごみ・危険ごみステーションで、ごみの分別排出の指導やごみステーションの清潔保持の指導にあたる者。

※適正排出指導 廃棄物の処理及び清掃に関する法律や、市が定めたごみの分け方や出し方のルールに基づき、ごみの排出が適正に行われるよう、市民、自治会、事業者等に対し市が実施する指導。

自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり

施策

1-3 環境衛生の推進

現状と課題

本市では、し尿収集が必要とされる対象区域は、公共下水道の整備などにより縮小傾向にあり、し尿処理量は年々減少しています。し尿処理は、健康で衛生的な市民生活と自然環境の保全を確保するために、今後も安全で安定した収集体制の維持を必要としています。また、衛生的な住環境を整備していくためには、公共下水道の整備や浄化槽の設置が必要であり、これらを通じて、^{*}汚水処理人口普及率を向上させることが求められています。

近年、環境に対する市民の意識は大きく向上しており、市民が自主的で高度な環境美化を達成するために、環境衛生組織の育成や環境美化活動の支援、環境美化活動に参加しやすい環境づくりなども必要になっています。

また、斎場や市営墓地については、適正な維持管理とともに、将来の墓地需要への対応をしていく必要があります。

施策の基本方針

迅速なし尿収集ができる体制の確保に努めるとともに、浄化槽設置のための啓発活動を進めます。

また、防府市快適環境づくり推進協議会との連携を強化し、地域の環境美化活動に対する必要な支援を行います。

環境衛生を向上させるため、斎場については、施設を安定的に稼働させるための点検、整備に努めます。市営墓地については、^{*}無縁区画を整備するとともに、将来の墓地需要に対応した施策を推進します。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「地域で清掃などの環境美化活動が進められている」と思う市民の割合	67%	76%	80%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
浄化槽設置基数(年間)	151基	182基	220基
新規貸出墓地等の区画数(延べ数)	—	76区画	200区画

※汚水処理人口普及率 下水道、浄化槽など汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合。

※無縁区画 承継者が不在となった墓地の区画。

● 施策の展開

①生活排水・し尿処理対策の充実

②環境美化の推進

③斎場・霊園等の適正管理

【施策の展開】

①生活排水・し尿処理対策の充実

健康で衛生的な市民生活の確保と自然環境の保全のため、し尿処理については、収集許可業者の指揮監督と処理施設の維持管理を充実させます。また、周辺環境の改善や衛生的な住環境を確立するために、浄化槽普及のための啓発活動や、計画的な生活排水・し尿処理施設の整備を進めます。

<主な取組>◆し尿処理施設の維持管理 ◆浄化槽の設置促進

②環境美化の推進

地域の自主的な環境美化を推進するため、環境衛生組織を育成します。また、健康で衛生的な市民生活を確保するため、全ての環境に対する意識の高揚を図ります。

<主な取組>◆防府市快適環境づくり推進協議会との連携強化 ◆市民一斉清掃の実施

◆自治会等による清掃活動の推進 ◆環境美化に関する啓発 ◆ペットの適正管理の推進

③斎場・霊園等の適正管理

斎場については、質的水準の高い施設として維持し、運営するため、計画的な点検、整備を進めます。

また、市営墓地を適正に維持管理するため、計画的に無縁区画^{*}を整備するとともに、墓地需要に応えるため、新たな貸出区画の確保などに努めます。

<主な取組>◆斎場の維持管理 ◆市営墓地の維持管理 ◆墓地需要対策の推進

関連計画

・生活排水処理基本計画（H26年～H32年）〔上下水道局〕

自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり

施策

1-4 消防・救急体制の充実

現状と課題

本市の消防は、各種の災害から市民の生命、財産を守るため、消火活動を中心とした警防業務をはじめ、予防、救急、救助、防災など広範な業務を行っています。予防については、市民の防火意識を高揚させるとともに、住宅火災による死傷者の低減を図るために、住宅用火災警報器の設置率を高め、防火対象物の違反を是正していく能力を向上させることが求められています。消防力については、あらゆる災害の被害を軽減させるために、国の整備指針等为目标とした消防車両等の配備や消防資機材のさらなる充実、消防救急無線及び高機能消防指令センターの機能を最大限活用し運用していくことが重要になっています。救急については、プレホスピタル・ケアの質を保障するため、救急業務の高度化にともない気管挿管・薬剤投与等の救命処置が実施できる救急救命士の養成や高度な救急資機材の整備を行っていますが、さらなる救命率の向上を図るため、救急救命士の計画的な養成や再教育体制等の整備により救急隊員の資質を向上させるとともに、救急医療機関と連携したメディカルコントロール体制の充実・強化が求められています。また、バイスタンダーの積極的な救急活動が救命率向上には不可欠であり、引き続き普通救命講習や啓発等に取り組む必要があります。

火災をはじめ大規模災害等の防除活動に従事する防災組織として消防団が存在しますが、平成21年7月の豪雨災害において消防本部を補完する消防団の重要性が再認識され、この機能を向上させるため、非常備消防を充実させていくことが求められています。

施策の基本方針

あらゆる種類の災害から市民の生命、財産などを守るため、警防、予防、救急、救助、防災に係る各体制の充実と強化に努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績 (平成22年)	実績 (平成26年)	目標 (平成32年)
「消防や救急の体制が整っている」と思う市民の割合	62%	80%	80%↑ [☆]

目標指標

目標指標	実績 (平成21年度)	実績 (平成26年度)	目標 (平成32年度)
普通救命講習受講者数 (年間)	1,446人	1,041人	2,000人

☆↑のついた目標値については、P136参照。

※警防業務 水災または地震等の災害を警戒、鎮圧し、防除するために行う活動。

※住宅用火災警報器 住宅において火災により発生する煙や熱を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせる機器。

※プレホスピタル・ケア 救急現場及び搬送途上における応急処置など、病院到着前に実施する救護。

※メディカルコントロール 傷病者を救急現場から医療機関へ搬送する間に、医師が必要な処置を救急救命士に指示し、医療行為の質を保證すること。

※バイスタンダー 救急現場に居合わせた人。

● 施策の展開

①火災の予防

②消防力の充実強化

③救急体制の充実強化

④消防施設の整備・適正運用

⑤非常備消防の充実

【施策の展開】

①火災の予防

各種媒体や説明会等を通じて火災予防の啓発を行うとともに、^{*}住宅用火災警報器の設置義務化にともない、全住宅へのさらなる住宅用火災警報器の設置を促進し、維持・管理の啓発にも努めます。また、防火対象物における違反是正体制を充実させるとともに、立入検査担当職員等の資質の向上を図ります。

<主な取組> ◆住宅用火災警報器の設置促進及び維持・管理の啓発 ◆防火対象物のデータベースの構築
◆火災予防の啓発

②消防力の充実強化

災害による被害の軽減を図るため、消防車両の整備及び消防・救助資機材の軽量化、高機能化を計画的に実施し、消防力の充実と強化に努めます。また、訓練、研修等を通じて、職員の資質の向上を図ります。

<主な取組> ◆消防車両の整備 ◆消防・救助資機材の高機能化 ◆消防教育訓練の実施

③救急体制の充実強化

救命率の向上を図るため、高度な救急資機材を整備し、気管挿管・薬剤投与^{*}ができる救急救命士の養成や再教育体制等を整備するとともに、救急医療機関と連携した^{*}メディカルコントロール体制の充実・強化を推進します。市民に対しては、^{*}AEDを使用した普通救命講習をはじめとした救急講習会等を通じて、応急手当の普及啓発に努めます。また、公共・公用施設に設置しているAEDの適正な維持管理を行います。

<主な取組> ◆救急救命士の教育・訓練の充実 ◆応急手当講習会の実施 ◆救急資機材の充実
◆公共・公用施設のAEDの維持管理

④消防施設の整備・適正運用

消防救急無線及び高機能消防指令センターの適正運用と、災害情報を市民に迅速かつ的確に伝達するための消防テレホンサービスや消防メールサービスなどの活用を推進します。

消火栓の新設、敷設替えを計画的に実施するとともに、防火水槽等の維持・管理に努めます。

<主な取組> ◆消防情報収集、伝達体制の整備 ◆消防救急無線及び高機能消防指令センターの適正運用
◆消火栓、防火水槽等の設置及び維持管理

⑤非常備消防の充実

各種災害時の地域防災の拠点を確保するため、計画的に消防団消防器庫の整備を行います。地域防災の要である消防団員の確保を図るとともに、研修、訓練等を通じて団員の資質の向上を図ります。災害時に機動的に対応できるよう、機能別分団の導入に努めます。

<主な取組> ◆消防団消防器庫の整備、充実 ◆消防団の機動力の向上 ◆消防団員の専門知識、技能取得の促進

※AED Automated External Defibrillatorの略。自動体外式除細動器のこと。心室細動や無脈性心室頻拍などの致死的不整脈により起こる細動を電気ショックにより取り除く機器。

※公用施設 市が事務または事業を行うため直接使用することを本来の目的とし、市民の一般的な利用に供しない、庁舎等のこと。

自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり

施策

1-5 防災対策の充実

現状と課題

本市では、防災対策を計画的に進めるため、「災害対策基本法」に基づいて「防府市地域防災計画」を策定しています。また、「国民保護法」に基づいて「防府市国民保護計画」を策定しており、関係団体等の協力によって、災害等から市民の生命、財産などを守る体制の整備に努めています。

平成21年7月21日の豪雨災害における体験と教訓を永久に忘れることなく、市民一人ひとりの防災意識の高揚に努めるとともに、市は市民との協働により、災害に対する備えを充実させ、安全で安心なまちづくりを推進するため、この日を「市民防災の日」と決めました。また、国においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や、近年、全国各地で発生する災害の教訓などから、「災害対策基本法」の改正や防災基本計画の見直しがされており、市民と行政がこれまで以上に一体となった防災体制の確立が求められています。中でも、自主防災組織等における共助が重要であり、全国各地で相次ぐ災害の犠牲者の多くが、高齢者等の要配慮者であることから、要配慮者避難支援ガイドラインに基づいた個別支援計画の早期策定が必要です。

さらには、南海トラフの巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による津波浸水想定結果等に基づき「防府市津波避難計画」を策定しており、津波からの避難において、避難困難地域における避難体制の整備など、総合的な防災体制の整備や防災の観点に立った都市づくりとともに、拠点施設となる公共施設等の耐震化の促進が必要です。また、最大震度6強が想定されている佐波川断層地震及び周防灘断層群主部の地震等の大規模な災害発生時における業務継続計画の策定など、災害時における迅速な復旧体制の構築が求められています。

施策の基本方針

市民の生命、財産などを守るため、常日頃から、地域や学校での講習会や防災訓練等を実施し、防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害時における気象等の情報を迅速かつ的確に収集、伝達のできる体制の構築に努めます。

平成21年7月の豪雨災害をはじめ、近年多発する災害を教訓とし、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助」及び「共助」の重要性から、自主防災組織の強化や活動支援に積極的に取り組み、市民と一体となった地域防災力の強化に努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「災害に関する情報伝達の体制が整っている」と思う市民の割合	34%	56%	70%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
自主防災組織率	49%	98%	100%
防災情報メールサービス登録者数(年間)	1,000人	8,731人	15,000人

※国民保護法 正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」という。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護すること等に関し、国・地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難等の措置が規定された法律。

※南海トラフの巨大地震 東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つプレート間地震で、地震規模M9.0が想定されている。山口県域は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化及び津波による影響を受ける。この地震による本市の最大震度は5強で、津波の発生が想定されている。

※周防灘断層群主部の地震 防府市沖の瀬戸内海に震源を持つ内陸(地殻内)地震で、地震規模M7.6が想定されている。この地震による本市の最大震度は6強で、津波の発生も想定されている。

※公共施設 公会堂、体育館、公民館など広く市民が利用するための施設。

※佐波川断層地震 山口県中央部に震源を持つ内陸(地殻内)地震で、地震規模M7.4が想定されている。この地震による本市の最大震度は6強が想定されている。

● 施策の展開

① 防災意識の高揚

② 防災体制の強化

③ 地域防災力の強化

【施策の展開】

① 防災意識の高揚

災害に対する備えとして、出前講座などを利用した講習会や防災訓練の実施等を積極的に行うとともに、市広報やコミュニティFMでの防災情報番組による知識の普及を行います。また、地域での津波避難計画の策定におけるワークショップの実施や、防災リーフレット等を活用した啓発を行うなど、防災意識の高揚を図ります。

＜主な取組＞◆講習会、防災訓練等の実施 ◆防災リーフレットの充実 ◆地域津波避難計画の策定支援

② 防災体制の強化

災害に関する多様な情報収集体制と迅速かつ的確な情報伝達体制の整備に努めるとともに、避難所施設の整備及び防災資機材、備蓄物資等の充実に努めます。

「防府市地域防災計画」の充実、災害時における各種マニュアルの策定など、市の防災体制の強化とともに、自主防災組織等の関係機関との連携強化を図ります。また、「防府市国民保護計画」の充実など、総合的な危機管理に努めます。

さらに、最大震度6強が想定されている佐波川断層地震及び周防灘断層群主部の地震等の大規模な災害に対する防災体制及び迅速な復旧体制の構築を図るため、業務継続計画の策定等を行います。また、災害時の拠点施設となる公共施設の耐震化を推進します。

＜主な取組＞◆情報伝達体制の整備 ◆避難所施設の整備 ◆防災資機材、備蓄物資の充実
◆市の防災体制強化及び自主防災組織等の関係機関との連携強化 ◆業務継続計画の策定
◆公共施設の耐震化の推進

③ 地域防災力の強化

自然災害発生時等における地域防災力を高めるため、防災訓練や自主防災組織リーダー研修会等を実施し、地域における防災体制の基盤となる自主防災組織の強化や活動支援に積極的に取り組むとともに、地域の防災リーダーとなる防災士の養成等により地域防災力の向上を図ります。また、各自治会等へ出向き、各種防災マップ・ハザードマップの活用方法等の周知や、小・中学校での出前授業等による児童生徒への防災教育を通じて、家庭及び地域との連携により、地域の自主防災組織への展開を図ります。さらに、避難行動要支援者名簿に基づいた個別支援計画の策定などによる、地域における要配慮者の支援体制の構築に努めます。

＜主な取組＞◆自主防災組織の強化及び活動支援 ◆自主防災育成活動支援
◆各種防災マップ・ハザードマップの配布、周知 ◆避難行動要支援者名簿情報の提供
◆要配慮者避難支援ガイドラインに基づく個別支援計画の策定

関連計画

- ・ 防府市地域防災計画（随時更新）〔防災危機管理課〕
- ・ 防府市国民保護計画（随時更新）〔防災危機管理課〕
- ・ 防府市津波避難計画（随時更新）〔防災危機管理課〕

自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり

施策

1-6 治山・治水対策の充実

現状と課題

本市を流れる河川の中には、都市化の進展にともなう農地等の減少により保水や遊水機能が低下し、短時間に多量の雨が降った場合、下流域や周辺地域で浸水被害を発生させるものがあります。平成21年7月の豪雨災害などの大規模災害を検証し、計画的な河川改修や雨水排水路の整備などを進め、浸水被害の防止を図る必要があります。また、農業用排水路については、施設の老朽化、農業従事者の高齢化による管理の停滞や土地利用の変化などにより、浸水被害を防止するための早急な対策が求められています。

また、本市の海岸沿いには、干拓等により造成された海拔の低い土地が多くあり、近年の異常気象などによる高潮被害が懸念されています。市民生活の安全・安心と農業経営の安定化のため、樋門や排水機場等の計画的な整備を進め、適正な維持管理に努めることが求められています。

このほか、市内には平成26年6月現在、県が指定した土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊危険箇所・土石流危険渓流・地すべり危険箇所）が654か所あります。そのうち新たに565か所が土砂災害特別警戒区域に指定されました。土石流危険渓流については、国や県により堰堤の整備が進められていますが、国や県で対応できない土砂災害警戒区域内の河川や水路については、本市の適正な管理が求められています。

施策の基本方針

計画的な河川の改修や環境整備を行うとともに、内水対策や高潮・波浪対策、治山・砂防事業などを通じて、適切な治山・治水対策に努めます。

農業環境の整備に努め、農地海岸地域の堤防の増強と農業用排水路の改修を実施します。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績（平成22年）	実績（平成26年）	目標（平成32年）
「河川の氾濫や土砂災害など自然災害への対策が充実している」と思う市民の割合	22%	45%	55%

目標指標

目標指標	実績（平成21年度）	実績（平成26年度）	目標（平成32年度）
砂防堰堤の流末水路整備箇所数（延べ数）	—	12か所	16か所
排水ポンプ場整備箇所数（延べ数）	1か所	1か所	2か所

※土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊や土石流、地滑りの警戒を要する、土砂災害防止法に基づき指定された区域のこと。通称をイエローゾーンという。

※土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる、土砂災害防止法に基づき指定された区域のこと。通称をレッドゾーンという。

※内水 地盤標高が低く、本川水位の上昇にともない、自然排水ができず堤に囲まれた地域が浸水する現象のこと。

※農地海岸地域 海岸などの低地帯に農業用地が広がっている地域。

※砂防堰堤の流末水路 小さな溪流などに設置される土砂災害防止のための構造物の下流に整備する水路。

● 施策の展開

① 海岸の保全

② 河川の保全

③ 山地の保全

④ 低地の保全

【施策の展開】

① 海岸の保全

浸水被害を防止するため、自然環境との調和に配慮しつつ堤防の増強、改良を進め、海岸における高潮・波浪対策に努めます。

＜主な取組＞◆海岸防災対策の促進 ◆海岸保全施設の維持管理

② 河川の保全

国・県管理の河川については、早期改修及び適正な維持管理が図られるよう関係機関に要請するとともに、市管理の準用河川や普通河川等については、緊急性などを考慮し、重点的な整備を進め、適正な管理を行います。また、河川の氾濫による流域の浸水被害を防止するため、農業用排水路の改良や排水施設を計画的に整備し、適正な管理を行います。

＜主な取組＞◆河川の整備促進 ◆土地改良施設の整備

③ 山地の保全

がけ崩れ危険箇所の整備等、計画的な治山事業により災害の発生を減少させ、山地の保全を進めます。

＜主な取組＞◆がけ崩れ危険箇所の整備 ◆地すべり対策の推進

④ 低地の保全

浸水被害を防止するため、雨水排水路の整備や適正な維持管理を行います。また、[※]内水対策の充実を図るため、排水ポンプ場等の整備を進めるとともに、市街地で局所的に発生する浸水箇所の計画的な整備や浸水対策を進めます。

＜主な取組＞◆排水路の整備 ◆内水対策の充実 ◆排水ポンプ場の整備 ◆[※]雨水貯留施設の設置促進

※雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を一時的にためておく施設。

施策

1-7 交通安全・防犯対策の推進

現状と課題

本市における交通事故の状況は、事故件数と傷者数が共に減少し、死者数が横ばいになっています。中でも、高齢化の進行にともない、高齢者が関係する交通事故の割合が増加傾向にあり、交通安全に対する高齢者の意識を高めることが重要になっています。

また、自転車の交通ルール違反や事故も依然として多く、全国的には、自転車の危険な運転による重大事故の発生が問題となっています。こうした中、平成27年6月には、危険行為を繰り返す自転車運転者に対する安全講習の受講義務を定めるため、「道路交通法」が改正されました。今後は、これまで以上に、自転車の安全運転意識を浸透させていく必要があります。

車社会の進展は、多くの市民が自動車を利用する機会を増やしており、歩道のない道路や幅員の狭い道路において、歩行者が車両との事故に巻き込まれる事案も散見されます。市全体で交通安全に対する意識を高揚させるとともに、道路事情に起因する事故を減少させるために、交通安全施設(区画線、反射鏡、防護柵等)の点検を行い、適切な補修と整備することが求められています。

防犯対策については、刑法犯の認知件数に減少傾向が見られるものの、全国的な傾向として犯罪の低年齢化が進み、無差別、凶悪的なものが増加していることから、未然の防止対策が重要となっています。子どもが被害者となる事件も多いことから、学校安全を脅かす要因から子どもを守る対策の充実も求められています。

施策の基本方針

交通安全については、地域と市、警察や交通安全協会などの関係機関が協力して、市全体で交通安全意識の啓発を推進します。また、道路事情に起因する事故を減少させるため、交通安全施設(区画線、反射鏡、防護柵等)を充実させるとともに、不良箇所を早期に把握し、その改善に努めます。

防犯対策については、地域全体で防犯に対する意識の向上と、地域と市、警察が一体となった防犯体制の確立を推進します。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「交通安全や防犯の対策が十分に行われている」と思う市民の割合	33%	49%	60%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
交通安全教室参加者数(年間)	8,644人	10,559人	15,000人
歩道の新設改良延長(年間)	430m	1,490m	500m

● 施策の展開

①交通安全意識の啓発

②交通安全環境の充実

③防犯意識の高揚

④防犯施設の充実

【施策の展開】

①交通安全意識の啓発

交通安全についての正しい知識を習得し、交通事故を防止するため、幼稚園、保育園(所)、小・中学校などにおいて発達段階に応じた交通安全教育を充実させるとともに、警察などの関係機関や地域と連携した交通安全活動の充実に努めます。また、自転車の交通事故を防止するため、自転車の安全利用の推進を図ります。

<主な取組> ◆幼児等向けの交通教室の充実 ◆学校での交通安全教育の充実
◆地域、事業所での交通安全活動の推進 ◆自転車の交通事故防止の啓発

②交通安全環境の充実

市民の交通安全の確保を図るため、交通安全施設(区画線、反射鏡、防護柵等)の点検を実施し、適切な補修と整備を行います。計画的な歩道の整備などを推進し、交通安全環境の一層の充実に努めます。また、交通事故被災者を救済するため、防府市交通災害共済制度への加入率の向上を図ります。

<主な取組> ◆交通安全施設の点検と整備 ◆歩道の整備 ◆交通災害共済制度加入率の向上

③防犯意識の高揚

地域ぐるみで防犯意識の高揚を図ります。また、地域の防犯体制を強化するため、地域と市、警察が一体となった防犯対策を実施します。

また、児童生徒が安全に行動するための自己管理能力を育むとともに、教職員の危機管理能力の向上を図ります。

<主な取組> ◆防犯意識の啓発 ◆^{*}青パトなどによる防犯パトロールの実施 ◆不審者対応訓練の実施

④防犯施設の充実

夜間における地域の安全を確保するため、防犯灯の設置促進に努めます。また、児童生徒の安全を守るため、迅速で正確な情報提供や防犯ブザーの配付を行います。さらには、スクールガードリーダーの配置など地域や家庭と連携した学校安全体制の充実に努めます。

<主な取組> ◆防犯灯の設置促進 ◆不審者情報の提供 ◆防犯ブザーの配付

※青パト 青色回転灯付き防犯パトロール車の略称。

自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり

施策

1-8 消費生活対策の充実

現状と課題

消費生活を取り巻く状況は、科学技術の進歩や情報化の進展などにより、さまざまな商品やサービスが提供される一方、販売競争の激化も加わって、誇大広告や悪質商法などが横行しています。さらに、食品表示の偽装や架空請求のほか、インターネットの普及にともなう電子商取引によるトラブルなど、消費者問題はますます複雑化・多様化する傾向にあります。このため、自らの判断や行動により、合理的な選択のもとに生活が営める消費者の育成を図るとともに、複雑化する消費トラブルに対応した適切な消費者対策を講じることが重要となっています。

本市では、これらの消費者問題に対処するため、平成22年4月に「防府市消費生活センター」を開設し、啓発活動や被害者の救済に努めています。今後も消費者の権利や利益を守り、消費者一人ひとりが主体性を持って適切な判断ができるよう消費生活に関するさまざまな情報を提供するとともに、国・県などの消費生活関係機関と連携し、消費者問題の変化に柔軟に対応できる体制を一層強化していくことが必要となっています。

施策の基本方針

消費生活における被害を防止し、消費者の安全を確保するため、消費生活に関する教育や啓発、情報の提供を行うなど消費者の自立を支援するとともに、消費者事故等の情報提供や消費被害者の救済など消費者保護の充実に努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「消費生活の相談窓口や情報提供など消費者保護の対策が充実している」と思う市民の割合	19%	39%	50%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
消費生活相談救済件数(年間)	—	159件	200件
消費生活講座受講者数(年間)	470人	270人	800人

※消費者事故等 商品や製品、またはサービスの提供の結果、消費者の生命または身体に被害が発生したものを。

※消費被害者 消費者被害を被った消費者個人。

● 施策の展開

① 消費者の自立支援

② 消費者保護の充実

【施策の展開】

① 消費者の自立支援

消費者が主体的かつ合理的な消費行動をとれるよう、消費生活に関する教育や啓発、情報の提供、消費者団体の活動支援などにより消費者の自立を支援します。

<主な取組> ◆消費生活に関する教育・啓発 ◆消費生活情報の提供 ◆消費者団体の活動支援
◆消費生活モニター体制の充実

② 消費者保護の充実

消費者被害の解決において、消費者と事業者が対等な立場に立てるよう、相談員の専門的知識の習得のための研修や関係機関との連携強化など相談体制の充実を図り、消費被害者の救済や消費者事故の未然防止、拡大防止のための情報提供に努めます。

<主な取組> ◆相談体制の充実 ◆消費者事故対策の推進



※消費者被害 最終消費者として購入した商品・サービス及びその取引を巡って生じる消費者の被害または不利益のこと。

大綱 1

自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり リーディング事業【1～8】

施策1-1 環境保全対策の推進

リーディング事業1		新エネルギー・省エネルギーの普及・促進				
【ポイント】 ※地球温暖化対策を図るため、太陽光発電などの新エネルギーの導入を促進するとともに、市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、CO ₂ を削減する取組を推進します。						
取組項目		工程表				
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①	新エネルギーの導入促進	新エネルギー導入支援、公共施設における設置推進				
②	省エネルギーに関する継続的な啓発	CO ₂ 削減市民運動の展開（環境家計簿の利用促進、緑のカーテンコンテストの実施、CO ₂ 削減運動取組事業所の拡大等）				
③	環境教育・学習のきっかけづくり	環境教育副読本の作成・配布、講座の開催、新ごみ処理施設を利用した環境教育・学習の実施				

施策1-2 循環型社会の形成

リーディング事業2		ごみ減量化に向けた取組の強化				
【ポイント】 市民・事業者・行政が一体となり、ごみの減量化、適正処理の取組を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。						
取組項目		工程表				
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①	家庭ごみの減量化PR	ごみ減量化に向けた継続的なPR				
②	新たな分別品目の検討・実施	品目・回収・処理方法等検討		回収・処理の実施		
③	資源ごみの店頭回収の促進	店頭回収の実態を把握及び小売事業者への協力要請				
④	※事業系ごみ多量排出事業者への減量指導等	事業系ごみの排出状況調査 事業系ごみ多量排出事業者への減量指導等の実施				

施策1-3 環境衛生の推進

リーディング事業3		墓地・墓園の適正管理と将来の墓地需要への対応				
【ポイント】 高齢化や核家族化、埋葬に対する意識の多様化が進む中、将来の墓地需要を的確に把握し、市営の墓地・墓園の計画的な供給を図ります。						
取組項目		工程表				
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①	墓地区画の適正な管理	所有者・管理者の確認と無縁区画の整備				
②	墓地・墓園の需要の把握と計画的な供給	ニーズ把握	指針策定	計画的な供給		

※地球温暖化 人間の活動の拡大により、熱を蓄積する性質をもつ二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、一酸化窒素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

※公共施設 公会堂、体育館、公民館など広く市民が利用するための施設。

※循環型社会 3R（発生抑制・再使用・再生利用）と適正な処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

※事業系ごみ 店舗、会社、工場、事務所などから排出される事業活動にともなうて生じた廃棄物。一般廃棄物と産業廃棄物に大別される。

※無縁区画 承継者が不在となった墓地の区画。

施策1-4 消防・救急体制の充実

リーディング事業4 市民による心肺蘇生法等の応急手当力の向上					
【ポイント】 ※バイスタンダーによる心肺蘇生法等の応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、小学生から大人までそれぞれの世代に応じた救急講習等を実施し、心肺蘇生法等の応急手当力の向上を図ります。					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 救急法等応急手当講習	高校生から大人までを対象にした応急手当講習の実施				
② 中学生に対する救急講習	中学生に対する救急法の指導				
③ 小学生高学年に対する救急講習	学校への周知	4年生以上の児童に対する命の大切さの教育			
④ ※AEDの設置促進	※公共施設における設置の充実と屋外設置の促進				

施策1-5 防災対策の充実

リーディング事業5 地域防災力の充実強化					
【ポイント】 地域防災力の強化を図るため、防災意識の高揚や自主防災組織の活動支援に取り組みます。					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 防災意識の高揚	児童生徒への防災教育、地域住民への防災講演等の継続実施				
② 自主防災組織の活動支援	自主防災組織育成事業補助金の活用推進				
	出前講座等の実施及び組織化の推進				

施策1-6 治山・治水対策の充実

リーディング事業6 浸水対策の推進					
【ポイント】 農地等の減少により土地の保水や遊水機能が低下してきていることから、浸水対策を官民一体となって推進します。					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 排水ポンプ場の老朽化対策	詳細設計・排水ポンプ場の更新				
② 雨水排水路の整備	基本設計・実施設計・幹線排水路の整備推進				
③ 雨水貯留浸透施設の普及促進	市民への周知及び施設の整備を促進				

※バイスタンダー 救急現場に居合わせた人。

※AED Automated External Defibrillatorの略。自動体外式除細動器のこと。心室細動や無脈性心室頻拍などの致死的不整脈により起こる細動を電気ショックにより取り除く機器。

大綱 1

自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり
リーディング事業【1～8】

施策1-7 交通安全・防犯対策の推進

リーディング事業7		子どもを守る交通安全・防犯対策の推進				
【ポイント】 通学路等の安全点検や防犯ブザーの配付等を行うとともに、地域社会との連携強化による安全教育の充実を図るなど、子どもの交通安全・防犯対策を推進します。						
取組項目		工程表				
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①	通学路等の安全点検及び検証の実施	通学路安全推進会議を開催し、安全点検及び検証の実施並びに安全施設等の整備				
②	歩道の新設・拡幅整備	通学路等を考慮した歩道の新設と狭隘歩道の拡幅整備				
③	安全管理体制の確立	登下校時の安全対策（防犯ブザーの配付・見守り隊への支援）				
		スクールガードリーダーの巡回訪問				
		防犯訓練・危険予測学習資料の提供				
④	子どもの交通事故防止	幼児交通安全クラブの育成、自転車安全運転教室の実施、園児と保護者の交通安全教室の実施				

施策1-8 消費生活対策の充実

リーディング事業8		消費者の自立支援に向けた取組の充実・強化				
【ポイント】 消費者教育の推進による被害の未然防止、消費生活相談体制の充実・強化及び消費生活情報の発信強化により、消費者の自立支援に取り組みます。						
取組項目		工程表				
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①	消費者教育の推進	消費生活講座、出前講座等での高齢者向けメニューの検討・導入				
②	関係機関との連携による相談体制の強化	国民生活センター、県消費生活センター等他の機関との連携、情報共有による相談体制の充実・強化				
③	消費生活情報の発信強化	市広報、市ホームページ、各種教材等による情報発信の強化				